

障害をもつ人を対象とした職業訓練について

障害をもつ人の社会的自立を図るため、障害をもつ人に対する雇用ニーズに対応した職業訓練を実施し就業支援を行う。

(1) 障害者能力開発モデル事業

職業能力開発校（一般校）を活用して、知的障害をもつ人を対象とした職業訓練を実施することにより、一般校での受入れが困難な障害をもつ人に対する職業訓練機会を提供し、職業能力の習得を通じて知的障害をもつ人の雇用の促進に資する。

コース名	販売実務コース
定員	10名
対象者	知的障害をもつ人で就職を目指す者 (公共職業安定所長の受講推薦又は受講指示を受けた者)
訓練期間	6ヶ月
実施機関	県立就業支援センター
受講料	無料

* 3年間の国からの委託事業として実施

(2) 障害をもつ人の態様に応じた多様な委託訓練事業

社会福祉法人、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、障害をもつ人の能力、適性、地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害をもつ人の雇用の促進に資する。

コース名	知識・技能習得訓練 ・IT関連コース、介護関連コース、医療事務コース
定員	当初計画55人
対象者	障害をもつ人(身体、知的、精神)で就職を目指す者 (公共職業安定所長の受講のあっせんを受けた者)
訓練期間	3ヶ月以内(16年度中)
実施機関	県立都留高等技術専門校、県立就業支援センター
実施方法	社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練期間に委託して実施
受講料	無料

* 平成16年度の事業計画は別表のとおり

* 国からの委託事業として実施(期間限定なし)

障害者就業支援コーナーの設置

- ・設置場所 県立就業支援センター1階相談・情報コーナー
- ・業務内容 職業能力開発に関する相談、就業に関する相談、情報提供 等